

Q&A

種別Bの説明

Q1 事業発展への支援とは、どんな内容が対象になりますか。

A1 様々な人々や組織に広がり、発展する要素がある（＝波及性のある）新規事業について支援します。

既存事業の一部拡大、新しい要素を加える、他のNPOや組織（NPO同士や、企業・大学・行政・地元自治会など）と合同で行なうことにする、なども対象になります。様々な組織と連携・協力する視点を含めて企画してください。

＊事業の参考例（※あくまで参考事例です。様々な方法がありますので、委細は問いません。）

- ・今までの活動実績を検証し、その効果を裏付けるための調査研究活動
- ・受益者のニーズに応じて開発するサービスに必要な新しいスキルを身につけるための先進地視察
- ・様々な機関と連携した子ども向け教材の作成
- ・地域の人々や歴史を活用した地域交流
- ・協力団体を募集して行う、新たな視点によるリサイクル運動の推進
- ・多くの市民にNPOを知ってもらい、NPO活動への参加につながるイベントの開催

（ちばNPO月間2008[※]に開催するイベントも歓迎します。）

※「ちばNPO月間2008」とは、多くの市民にNPOのことを知ってもらい、NPO活動への参加につなげていくことを目的に行う様々な催しを奨励する期間です。

期間は、1月17日から2月16日までの1ヶ月間です。なお、この期間中に実施する事業については県が一括して広報します。

Q2 管理費を計上してよいとのことですが、詳しく教えてください。

A2 管理費とは、事務所家賃、事務所の水道光熱費、事務所通信費などの管理的経費の総称です。事業を実施するうえで直接必要となる経費の30%までを上限として補助対象とします。

応募要件

Q3 事務所は県外ですが、千葉県内でも活動しています。補助金の応募はできますか。

A3 事務所が県外でも県内で活動している団体なら対象になります。

Q4 どのような分野の活動が対象になりますか。

A4 活動分野は問いません。

Q5 昨年度、NPOパワーアップ補助金をもらいました。また今年も申請できますか。

A5 以前採択された事業と同じ提案の場合は採択されませんが、新たな事業については、3回までは採択の対象となりますので、ぜひ挑戦してみてください。

Q6 県内の団体でのネットワークを作り、応募しようと考えていますが、可能でしょうか。

A6 これから作るネットワーク組織は、設立後1年を経過していませんので、応募できません。ただし、設立後3年を経過するなど、応募要件を満たす団体が代表して申請することは可能ですので、ご検討ください。

審査

Q7 応募すれば補助金がもらえるのですか。

A7 応募された内容を募集要項3ページの方法で、審査委員の合議により決定しますので、応募したからといって採択を保証するものではありません。

Q8 事例の内容を参考に申請しようと思いますが、必ず採択されますか。

A8 事例は参考事例ですので採択を保証するものではありません。

Q9 審査は書類審査だけですか。

A9 種別Bは書類審査とプレゼンテーションの内容を併せて審査を行ないます。プレゼンテーションの日程は、例年6月下旬に行なわれていま

裏面に続きます

すが、前後することがありますので、後日お知らせします。

記入

Q10 書き方が良くわかりません。

A10 書き方の参考にできる書類を供え置いています。過去に補助を受けた団体の申請書が御覧いただけますので、参考としてください。(場所:県庁2階NPOパートナーシップオフィス)
また、4月14日に説明会と個別相談会を実施するほか、ご質問は随時お受けしていますので、お気軽にお問い合わせください。

Q11 インターネットが使えませんが、詳細情報や様式を入手できますか。

A11 お近くの市民活動センターや、千葉県NPOパートナーシップオフィスで入手いただけます。また、実費をご負担いただければ郵送でお送りしますので、お問い合わせください。

Q12 手書きで提出しても大丈夫でしょうか。

A12 手書きでも問題ありません。

手書きされる場合は、文字が判読できるようにご記入(黒字)ください。

この補助金の制約

Q13 自己負担金を用意するのが難しいのですが。

A13 この補助金は、他の補助金や助成金を自己負担金として計上することができます。この場合は、他の補助金・助成金を出している機関が認めている場合に限りしますので、ご検討ください。

Q14 採択された場合、事業を始める前に補助金を受け取れますか。

A14 補助金の半額まで(千円未満切捨て)は事業開始前にお支払いできます(銀行振込)。審査会で交付団体を決定する手続きがありますので、8月頃になる見込みです。

なお、残額は事業終了後の支払いとなります。

Q15 補助金をもらえた場合、県に報告義務がありますか。

A15 あります。提案いただいた内容についての実施結果を書類で提出いただきます。

Q16 応募書類は公開されますか。

A16 当初の応募書類は公開されませんが、採択時に団体が提出した申請書と実績報告書については、個人情報を除きNPOパートナーシップオフィス(県庁2階)で公開します。

Q17 補助を受けた活動の検査はありますか。

A17 書類・現地調査により確認を行い、補助金の精算を行います。なお、事業実施中に調査を行う場合もありますので、その際にご協力ください。

Q18 事業実施中、提案内容や収支予算を変更することはできますか。

A18 無断で変更はできません。事前に担当者までご相談ください。

手続き

Q19 提出した書類は返してもらえますか。

A19 書類は返却しませんので、控え等が必要な場合は各自にてご対応ください。

Q20 補助金を使用できる期間は、いつからいつまでですか。

A20 補助金の交付を決定した日から平成20年2月29日までとなります。

なお、交付を決定するのは例年7月中旬頃です。別途県から文書でお知らせします。